

「香川県地区防災計画策定・避難力強化促進事業補助金交付要綱」に係るQ & A

1 地区防災計画、マイ・タイムライン及び市町等との連携について（第1条）

| No | 質問 | 回答 |
|----|--------------------------|--|
| 1 | 地区防災計画とは何か。 | <p>自治会や自主防災組織、学校区、マンションなど一定の地区の住民等が主体となって、地区の自然的・社会的特性等に応じて作成する防災活動（防災訓練、物資の備蓄、避難支援など）に関する計画であり、市町防災会議に当該計画を提案することで、市町地域防災計画に定めることができるものです。</p> <p>詳細については、「地区防災計画策定の手引き」（平成31年3月 香川県）等でご確認ください。</p> <p>なお、「地区防災計画」という名称に限らず、地区防災計画に必要な内容を実質的に内包し、市町において地区防災計画として認められる計画は、本補助金において「地区防災計画」として取り扱います。</p> |
| 2 | マイ・タイムラインとは何か。 | <p>住民一人ひとりのタイムライン（防災行動計画）であり、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするものです。</p> <p>マイ・タイムラインの様式については、「つくろう！マイ・タイムライン」（令和3年6月 香川県）等を活用してください。</p> |
| 3 | 「市町等と連携しながら」とは、どのようなことか。 | <p>計画策定のための検討組織や検証訓練に、市町（防災所管課等）や消防に参画してもらうなど、連携して補助事業に取り組んでください。</p> |

2 「補助金交付の対象となる事業」について（第3条）

| No | 質問 | 回答 |
|----|--|--|
| 4 | 地区防災計画を新規に策定するための事業及びマイ・タイムラインの啓発・作成支援をするための事業以外の事業（防災訓練の実施、啓発活動、防災資機材の整備等）は補助対象にならないのか。 | <p>本補助金は補助金交付の対象となる者が行う、その活動範囲全体における地区防災計画を新規に策定するための事業及びマイ・タイムラインの啓発・作成支援をするための事業を補助対象としており、それ以外の補助事業は対象になりません。</p> |

| | | |
|---|---|---|
| 5 | <p>地区防災計画の策定スケジュールが2年間になるなど、事業が複数年度にわたる場合は申請可能か。</p> | <p>本補助金は、事業完了後の実績報告時に地区防災計画の完成が確認できる必要がありますが、地区防災計画の策定が翌年度内になる場合、当該年度においてはその地区防災計画の完成の見込みが確認できれば、補助金の交付を受けることができます（第13条）。</p> <p>ただし、翌年度内に地区防災計画の完成が確認できなかった場合、補助金の支払いがあったのちにおいても、支払った補助金の全部又は一部について、返還を求めることがあります（第14条）。</p> <p>地区防災計画が策定されているエリアの早期拡大を図る観点から、地区防災計画の完成が翌々年度以降となる場合については申請できません。</p> |
| 6 | <p>地区防災計画を改訂する事業は申請可能か。</p> | <p>本補助金は補助金交付の対象となる者が行う、その活動範囲全体における地区防災計画を新規に策定するための事業を補助対象としており、既存の地区防災計画の改訂を目的とする事業は申請できません。</p> |
| 7 | <p>本地区では、防災に関する総合計画をすでに策定しているが、地区防災計画という名前の計画はまだできていない。この場合、「地区防災計画」を新規に策定するための事業を申請可能か。</p> | <p>本補助金における地区防災計画は、地区防災計画に必要な内容を実質的に内包し、市町において地区防災計画として認められる計画を含むものとし、必ずしも「地区防災計画」という名称であるものとは限りません。</p> <p>既存の計画が地区防災計画と同一視できるかは、申請時に市町等にご相談ください。</p> |
| 8 | <p>当該地区が地区防災計画を未策定であるかを県で判断できるのか。</p> | <p>申請があった団体については、市町とも情報共有を図り、地区防災計画の策定状況について判断します。</p> |
| 9 | <p>香川県自主防災組織広域化促進事業補助金、香川県自主防災活動活性化促進事業補助金、香川県地区防災計画策定促進事業補助金又は本補助金の交付を受けた団体が、再度申請することは可能か。</p> | <p>香川県自主防災組織広域化促進事業補助金、香川県自主防災活動活性化促進事業補助金、香川県地区防災計画策定促進事業補助金を受けた事業と異なり、地区防災計画を新規に策定する事業について申請することは可能です。</p> <p>ただし、複数年度にわたる地区防災計画の策定に関する事業の一部について、前述の補助金もしくは本補助金の交付を受けている場合は、当該事業に関連する内容の事業を申請することはできません。</p> |

3 補助対象経費について（第4条）

| No | 質問 | 回答 |
|----|--|---|
| 10 | 基幹経費と効果促進経費の違いは何か。 | <p>基幹経費とは、地区防災計画の策定プロセスにおいて直接的に必要不可欠と考えられる、事業の基幹となる経費であり、講師等への謝金や、資料や計画の印刷製本費、事務用品等の購入に係る消耗品費等が該当します。</p> <p>一方で、効果促進経費とは、計画の完成度を高めるなど、その事業の効果を促進するための経費であり、備蓄物資の購入及び備品購入費が該当します。</p> <p>詳細は交付要綱別表2をご確認ください。</p> |
| 11 | 基幹経費と効果促進経費でなぜ補助率が違うのか。 | <p>基幹経費は地区防災計画の策定プロセスにおいて直接的に必要不可欠と考えられる経費であるため、補助率10/10としています。</p> <p>一方で、効果促進経費は、地区防災計画の策定プロセスにおいて補完的な経費であることから、補助率1/2としています。</p> |
| 12 | 補助対象となる経費に基幹経費と効果促進経費が混在することは可能か。 | <p>補助対象経費に基幹経費と効果促進経費が混在することは可能ですが、補助上限額は合計30万円です。</p> |
| 13 | ハード整備は対象となるか。 | <p>工事請負費、財産購入費、車両購入費等の経費は対象となりません。</p> |
| 14 | 対象となる食糧費と対象外経費となる食糧費の違いは何か。 | <p><u>対象となる食糧費：</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・炊き出し訓練に使用する食材購入費用 ・講師の弁当代（外部から招いた場合のみ）やお茶代 ・検討会議等でのお茶代 <p><u>対象外となる食糧費：</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・講師との懇親会費用 ・打ち合わせ後の懇親会や打ち合わせを兼ねた懇親会の食事代 |
| 15 | 国、県、市町等から助成を受けている経費については、補助対象外とあるが、どのようなことか。 | <p>実施する事業の中で、他の制度から助成を受けている経費については、補助金の重複を防ぐ観点から、対象外となります。</p> <p>また、県の補助を受けた（受けることとなった）ことにより、他の制度の補助が取り消されることも予想されますので、取扱いについては、当該補助制度の担当部署に確認してください。</p> |

4 交付申請について（第6条）

| No | 質問 | 回答 |
|----|----------------------------|---|
| 16 | 一つの市町内から複数の団体が申請することはできるか。 | 申請できません。（数の制限はありません。） |
| 17 | 申請（交付申請書の提出）は、どのように行えばよいか。 | 所在する市町の担当課へ、交付申請書に関係書類を添えて提出してください。 |
| 18 | 県へ直接申請書を提出しても構わないか。 | 市町との連携の観点からも、県へ直接申請書を提出するのではなく、まずは所在する市町の担当課へ、交付申請書に関係書類を添えて提出してください。 |

5 交付決定について（第7条）

| No | 質問 | 回答 |
|----|-----------------------|---|
| 19 | 交付申請をした場合、必ず交付決定となるか。 | 審査の上、県予算の範囲内での採択となるため、採択されない（交付決定とならない）場合があります。 |

6 補助事業の変更について（第8条）

| No | 質問 | 回答 |
|----|--|---|
| 20 | 「補助事業の主たる事業の内容を変更しようとするとき」とは、どのような場合か。 | 変更内容により判断しますので、県危機管理課もしくは市町の担当課まで事前にご相談ください。 |
| 21 | 「補助事業に要する経費の合計額の20%を超えて変更するとき」とは、どのような場合か。 | 事業費全体の金額が、申請時の金額の20%を超えて、変更となる場合です。 （例）当初申請時の事業費が300,000円であれば、事業費が240,000円以下又は360,000円以上になる場合には変更申請が必要です。 （300,000円の20%である60,000円を超える金額の変更となるためです。） |

7 補助事業の実績報告について（第10条）

| No | 質問 | 回答 |
|----|---------------------------|--|
| 22 | 実績報告書提出にあたり、添付が必要な資料はあるか。 | 実績報告書に加えて、取り組んだ事業の詳細が分かる活動記録や写真、成果物（作成した計画等）の提出をお願いします。 |
| 23 | 収支決算書提出にあたり、添付が必要な資料はあるか。 | 支出した経費について、①内容②日付③支出先の全てが確認できる領収書又はレシート（写しで可）の添付が必要です。 領収書等が一式表示の場合には、内容が分かる内訳書も必要です。 |

8 補助金の請求について（第12条）

| No | 質問 | 回答 |
|----|--|---|
| 24 | 補助事業者への補助金の交付は、県から直接交付されるのか。（市町を経由するのか。） | 補助金は、県から補助事業者へ直接交付します。（市町は経由しません。市町の予算措置は不要です。） |
| 25 | 補助金の支払方法は、精算払いか。 | 原則、精算払いです。例外的に、知事が必要と認めるときは、概算払いをすることができます。 |

9 その他

| No | 質問 | 回答 |
|----|---|--|
| 26 | 事業の実施期間はいつからいつまでか。 | 交付の決定から、当該年度の3月20日までです。なお、交付決定日前に支出している経費及び事業期間後に支払予定の経費は、補助の対象となりません。 |
| 27 | 収支予算書（第1号様式別紙4）の「1収入」には、自主防災活動支援のためのもの以外の補助金（例：自治会の運営のための補助金）も記載すべきか。 | 補助事業実施に必要な経費の財源として充当する場合は、自主防災組織の活動支援を目的とした補助金に限らず、すべて記載してください。 |
| 28 | 問い合わせは、市町と県のいずれに行えばよいか。 | 応募の手続きや、市町との連携内容等の相談については市町へ、本補助金交付要綱に関する事等は、県に問い合わせてください。 |